

第2回 国と地方のシステムワーキング・グループ 議事要旨

1. 開催日時：2017年3月6日（月） 13:00～16:00
 2. 場 所：中央合同庁舎8号館 8階 特別大会議室
 3. 出席委員等

主 査	高橋 進	日本総合研究所理事長
委 員	赤井 伸郎	大阪大学大学院国際公共政策研究科教授
同	大橋 弘	東京大学大学院経済学研究科教授
同	佐藤 主光	一橋大学経済学研究科・政策大学院教授
同	羽藤 英二	東京大学大学院工学系研究科教授
同	山田 大介	株式会社みずほ銀行常務執行役員
同	鈴木 準	株式会社大和総研主席研究員（オブザーバー参加）
同	石川 良文	南山大学総合政策学部教授（オブザーバー参加）
-

（概要）

<国と地方の役割分担>

（委員）

提案募集方式について、とりわけ今後の推進ということで御説明いただいたところだが、改革の裾野を広げていく、あるいは現場や住民目線、ここを大事にしていくというお話であった。これからも課題の抽出を呼びかけていって、より詳細な分野に入っていられるということは、それはそれでわかるが、一方で、例えばこの3年間しっかりやっていただいたことで、いろいろなこともわかるのではないかと思う。自治体が提案してきた課題を分析することで、国と地方の間の権限構造について共通する課題だとか、そういうものも浮かび上がってきているのではないかと思うし、件数だけ見ても、市区町村で徐々にふえてきている。これなども多分、細かい点がいろいろ取り上げられるようになったということもあるのかもしれないが、3年間で何か見えてきたものもあるのではないかと思う。

そういう意味では、繰り返しになるが、3年間実施してきた中で国と地方の権限構造について浮かび上がってきた課題を是非とも分析していただければと思うが、そこはいかがか。

それに関連して、知事会のアンケートが出ているが、このように分野を区切って具体的な課題を聞く方式だと、いろいろな課題が具体的に出てきて酌み取りやすい。推進委員会としても、対応策の検討や取り組みという形で答えになっているわけであり、そういうやり方をするのも一つの手ではないか。これはやり方に関する提案だが、以上2点をお願いしたい。

(内閣府地方分権改革推進室)

これまで3年間の取組をして、1つには、地方の現場でないと、なかなか国の視点では気づかないようなことが非常にたくさんあるのだということを感じた。例えば、全国的な基準としては合理性があるのだが、人口の希薄な地域だと、それを実現するための職員配置や事業規模の確保が難しいということがある。地方の現場で困っていることを解消していくという、このやり方の基本的な部分は非常に有効なのではないかと思っている。

今、申し上げたことが一つの切り口になると思うが、人口の少ないところであるがゆえの課題は、小規模団体から、ぜひ声を上げていただきたい。あるいは子ども・子育て関係で認定こども園を設置する際の園庭の基準や建物の構造に関する基準など、都市部であるがゆえに全国一律の基準だとなかなか対応できないというものもあり、それも一つの切り口かと思っている。

また、福祉分野における国の基準であり、地方が必ず従わなければいけないとされているものが、子ども・子育て関係、介護関係、障害者関係に、かなりたくさんある。個別には幾つかの提案が挙がってきているが、なかなか改善がうまく進んでいないというのが地方の実感である。こうした一つの共通的な視点として、福祉関係の「従うべき基準」を取り上げるべきではないかということについては、知事会がおっしゃっているが、もっともだと思っており、これは私どもも協調して取り組んでいきたいと思っているところである。

ただ、分野を特に区切るということは、今はしていない。このやり方の出発点が、地方の発意に基づくということを出発しているのも、特にこの分野を集中的にやるという呼びかけはしていない。

ただ、28年もそうだが、結局、国・地方を通じて共通して問題に思っているような喫緊の課題、子ども・子育てや地域資源を活用した地方創生は、地方なりの視点に基づいて、地方から自ずと多くの提案が出てくるので、それに対して、私どもとしても、特に28年の場合は地方創生、一億総活躍について重点的に取り上げて、有識者会議で調査・審議をしていただいた。こうした方向性の中で、分野的な濃淡についても工夫をしていきたいと考えている。

(委員)

今、切り口の例示を頂戴したが、例えば国の政策が大きく動いている中で、子育てだとか、地域資源の活用だとか、そういう国の政策が変わることによって、言い方はちょっとよくないかもしれないが、上から目線でこういう分野があるのではないかというような取り上げ方も一つの手だと思う。一方で、最初におっしゃった人口が希薄化してくるという政策要因ではない大きな環境変化の中で、これまでのいろいろな規制やそういったものが間尺に合わなくなってきたということだと思うので、まさにそれは典型的な例示として重要な切り口だと思う。従って、例えば人口の希薄化という観点に立ったときに、国と地方との権限構造をどう見直していくべきなのかということで課題を抽出していただく。

人口希薄化だけではなくて、一方で都市部に集中しているのかどうか分からないが、都市部で課題が出やすくなっている環境変化もあると思うので、どういう環境変化があってこういう問題が出てきているとか、あるいは政策要因だとか、いろいろな切り口があると思う。そういう切り口をうまくグルーピングして課題を浮かび上がらせていただくことが必要なのではないかと思うが、そこはもう少し掘り下げをお願いできないか。

（内閣府地方分権改革推進室）

先ほど申し上げたように、個別の案件を検討する中でも自ずとそういう切り口は出てきており、地方公共団体に出席講座的に、この1月以降も20県訪れて、市町村の方々に対し研修や意見交換を実施している。そうした場面では、今はこういうことに皆さん関心があるとか、こういう方向性で政府を挙げて問題解決に取り組んでいるとか、地方公共団体には、決して誘導しているわけではないが、国・地方共通する課題について提示しながら検討をしていただいている。そのあたりは地方の発意という出発点とのバランスも考えながら、環境変化、制度的な要因等も十分に課題意識として持って、これから取り組んでいきたいと考えている。

（委員）

提案募集方式の件で相当数実現できているということだが、きょうお答えいただかなくても結構だが、実現できたからには何がしかの定量的なメリットがあったのではないか。例えば地方財政で圧縮できたとか、あるいは経済波及効果があったとか、定量的にどのくらいの効果があったかという数字であらわせるようなものがあつたら、そういうのもいろいろ横展開する上で非常に必要なのではないかと思うので、そういう工夫をされたらどうかというのが1つ。

もう1つ、何がしかの理由があると思うが、実現できなかったことについて、なぜなのかということも、場合によっては公表するとか、研修会の題材にするとか、そういうことの工夫もされたらどうか。

（内閣府地方分権改革推進室）

1つ目の財政的な面での影響の定量的な把握だが、1つには、権限移譲に伴って国がやっていた仕事が地方に移ってきた場合に、その財政負担をどうするかということ。それから、規制緩和的なものについては、むしろ地方としては規制が厳しいので多くの人手がかかっていたとか、時間がかかっていたものが、手続が簡素化されて手間暇がかからなくなったというものがある。ただ、これを一つ一つ見ると、目に見える程の大きさのものは少なく、そのあたりをどのようにわかりやすく住民の方を含めて知らせていくか、アピールしていくかについては、先ほど申し上げたような課題意識を持っているので、それらについても、今後検討していきたい。

実現しなかったものについては2つのパターンがあり、1つは、ある市が提案をしてきたのだが、都道府県サイドと必ずしも意向が一致しなかった、地方公共団体の中で意思の合意形成ができなかったというパターンがある。もう一つは、国の政策の方向性とどうしても折り合いがつかないというものがあつた。これらについても、研修会等で地方に情報提供しており、そうしたことを乗り越えるには、地方公共団体内部での合意形成や、こんなに地方は困っているという説得材料などをきちんと用意することが、各省と調整する上で重要であるので、そうしたことについても地方公共団体に示していきたいと考えている。

(委員)

役割分担をまず伺いたいですが、今回こういう提案募集型で地方から、現場から吸い上げる。これはあっていいと思うが、ほかに例えば具体的に規制改革会議のように、国の一般的な規制の問題としてこれをどう捉えるのかという分野もある。それから、こちらでも今議論になっているが、補助金のPDCAというか、効果分析ということも一方では課題になっている。きょう取り上げられているのは全て規制関係なので補助金を伴っていない気がするが、ここで取り上げられているのは現場での規制に限られていて、補助金絡みのことはないのか。それから、診療報酬などもそうだが、全国一律で法令ベースで決まっているものについては提案の対象外になっているのかどうか。どういう分野を提案の対象とされているのか、そこを1つ。

あと、ほかのところとの役割分担は何かあるのか。今言った規制改革会議とか。PFIのほうでも今、地方で普及させるに当たっての障害は何かという議論をしている。

もう一つ言うと、これは伺いたいというか、御存じであればだが、自治体の提案力である。つまり、制度改正による効果をあわせて提案するということなので、もちろん課題を発見するだけではなく、それが一体どんな意味を持つのかということ現場が知らないといけない。規制というのは、やはり人は慣れてしまうと問題意識を持たないので、提案してくる自治体はどんな構造のガバナンスで、現場から課題を吸い上げて、自分たちで消化して国に提案しているのか。それはかなり自治体の中の構造に依存しているのではないかという気がするがどうか。

(委員)

重なっているところがあるが、1件目は、評価やデータをそろえて課題は何かをもう少し数値的なもので分析すればいいのではないかという話と、2つ目も重なっているが役割分担の話。

3つ目は、失敗に関して、省庁側も一度やってみて失敗すると困るのでなかなかできないという部分があると思う。分権してもし何か起きてしまったときにということがあると思うので、そこを逆に、成功事例はここにあるが、失敗事例みたいなものがもしあれば、実際にやってみただけでも思った以上に格差が広がってしまったとか、そういうものを分

析してみると一つ何か見えてくるのかなということと、逆に失敗してしまったときは、分権から集権に戻すということもあっていいと思う。その辺の柔軟性みたいなものがないので、省庁は持っている権限を離して失敗してしまうとどうしようもないのでできないということがあるので、一度失敗したらまた戻すとか少し柔軟性みたいなものがあれば、チャレンジみたいなもの、少しリスクはあるけれども地方で一度やってみないかと。もし何かあればまた戻すかもしれないという形にすると、より出来ることがふえるのかなという気もした。

(内閣府地方分権改革推進室)

補助金については、補助率を上げてほしいとか、この事業については今まで補助金をもらっていなかったけれども補助制度を創設してほしいとか、つまり、補助率のアップや補助の新設は対象外としている。ただ、補助の前提になっているような制度の改革ということであれば、対象として受け付けている。

規制改革との関係については、私どもは地方公共団体に対する国の規制を対象にしており、民間に対する規制は規制改革推進室が所管している。グレーゾーンが確かにあり、国、地方、民間という形で規制が行われている場合は、どちらにも関係する。つまり民間に対する規制としての側面と、地方に対する規制としての側面を持つ場合もあるが、そういった場合には話し合って対応するようにしている。

そして、私どもの分権改革の対象は、規範のレベルとしては、以前の委員会時代の分権の取組は法律レベルだったが、現在は法律だけではなく、政省令、通知、要綱、そういった細かいレベルまで、国の制度に起因して何か支障があれば対象としている。

それから、自治体の提案力の問題についても、おっしゃるとおりであり、都道府県、政令指定都市等、組織規模が大きくなるほど多くの提案をいただいているが、町村になると少ないというのが実情である。

これは意識の問題も大きく、国の制度の改善を求めるという意識を持っているのは、都道府県、政令市ではかなりあるが、一般市町村になると国の制度改正を自分たちが求めるという意識が弱い。研修、出前講座等で、国の制度でも正当な理由があれば変えるように提案していただくことができることについても、重点を置きながら研修をしている。

失敗事例の把握等の問題だが、住民にとってどんな良い効果があったのか、成果があったのかということをも地方公共団体に調査しようと思っている。その過程では、こんな問題点があったということも出てこようかと思うので、そうしたことも把握をしながら取り組んでいきたいと思っている。

数値的なものについては、先ほどお答えしたとおり、なかなか定量化するのが難しい類のものが多いが、このあたりもどんな方法があり得るのか、考えていきたい。

< 地方財政の現状に関する評価と今後の方向性 >

(委員)

それではまず、最初の資料、資料1 - 2 - 1で3点質問させていただく。

2ページの全体像の中で「社会保障関係費等の一般行政経費」とくくってお示しいただいているが、後の説明でもあったように、社会保障関係費の伸びをどう抑制していくか。そのために国と地方一体になって取り組まなくてはならない。そこは一つ重要な論点だが、こういう示し方だと他の一般行政経費と社会保障関係費の別が見えにくくなってしまっているの、そこを分けてお示しいただきたい。

その関連で申し上げますと、5ページに、先ほどの御説明では一般行政費(単独)はほぼ横ばいとあるが、27年以降は15兆円を超えており、これは実際に何に使われているのか、その辺はぜひ、次回でも結構なので資料をいただきたい。

2点目だが、財政調整基金残高の問題だが、諮問会議でも昨年秋以降いろいろお話をさせていただき、たしかそれに対する御省の御説明は、合併に伴う普通交付税の特例措置の期限切れが影響しているという御説明だったが、きょうの御説明の中では印象とおっしゃったが、違うことをおっしゃっているように聞こえる。もし、そもそも特例措置の期限切れが影響してふえていたということであれば、もう合併ピークから11年以上たっているわけなので、合併後の行財政改革がなかなか進捗していないこと自体が問題ではないかと思う。きょうの御説明は少し違うように感じたので、そもそも集約化、効率化が十分に進んでいる、あるいは業務コストの削減がきちんとできているのかどうかということと、加えて、今後財政調整資金の動向について総務省としてはどう見ているのか。もし印象のとおりだとすれば増加する一方になるわけだが、それでいいのかどうか。

3つ目の質問が17ページ。不交付団体の財源超過額が増加しているが、決算ベースで不交付団体の各年の歳出決算額の合計もふえているのかどうか。東京都とそれ以外に分けて資料をいただきたい。

それから、資料1 - 2 - 2のほうで2点、1つが、消費税の8%への引き上げとそれに関連する税制改革によって財政力格差がどう変化したのか。人口一人当たり一般財源額、税収と交付税を含めてだが、その格差の推移、あるいは推移を踏まえて10%段階の是正措置はどの程度有効と見ておられるのか。これが1つ目。

2つ目について、骨太の2015年以降、留保財源率について必要な見直しを行うということで議論させていただいたと思うが、検討の状況や見直しについて教えていただきたい。

(委員)

16ページの財政調整基金、これは膨らんでいる。この見方が今、議論されている。どうあるべきかということは私もきちんとした結論はないが、やはりいろいろな自治体を見ると、将来不安、将来コストがかかるだろうということで余裕を持たせるために積んでいる可能性が高い。以前、三位一体改革のときに大変な目に遭って、そのときの思いが入っ

ているという議論もある。ただ、リーマンショックのときにはある程度対応していただいたので、あのような大きなものが来たときは国が見てくれるだろうという認識もある。最終的には将来、国と地方でどのように役割分担していくのが鍵となる。財政調整基金があるので何かあったときはそちらで対応してくださいという形で国が交付税算定のときにそこを配慮するのか。そういうのが議論されないと、なかなかこのレベルの今後のあり方、それに対してこれをどう考慮して交付税とか地財計画を考えていくのか、そこにも関係してくると思うので、これは難しいと思うが、そういうところが重要だという意見である。何かあれば答えていただきたい。

（委員）

先ほどから出ている話だが、この資料に欠けているのはプロジェクションである。総務省はいつも出さないが、つまり将来どうなるか。これまでこうだった、それはわかる。では、これからどうかと。これからはわからないと最後の積立金の話は全くできない。個別の自治体ベースで見ると、このプロジェクションをきちんとやっている自治体と、全くやっていない自治体がある。従って、総務省として将来の地方財政の動向をどう見るのか。

これも先ほど話があったとおりで、将来の動向を見ようと思ったら、この一般行政経費のくくりは余りにも乱暴なのだと思う。この中にある社会保障費がどれだけ伸びるのかということがむしろ大事になってくるし、投資的経費のところもちょっと乱暴で、この中でも保守、いわゆる改善、更新・改築経費がどれくらいかかるのかということ、まずは細目で見ないと、これからはどうなるのかということをお示しいただかないと、ここまでの議論は全体的に整合性がない。

もう1点。やはり5ページと6ページがつながっていない。つまり、5ページの仮説は社会保障がふえて、特に一般行政経費（補助）がふえているということは言っているが、6ページのほうは社会保障全体なので、結局この中で地方財政がどのくらいの役割を果たしてきているのかということ、その全体像が見えないと、社会保障がふえている、大変だ、でも地方財政も大変だと、社会保障と地方財政の関係は統計的にとればできることなので、そこをちゃんと見せてもらわないと、話として全体像が見えてこないかなという気がした。

（総務省）

2ページの社会保障関係費が一般行政経費の中にどれくらいウエートがあるのかは検討させていただきたい。

それから、5ページの一行（単独）。これはここで何回も申し上げているとおり、基本的には枠計上しているものなので、決算上どういう形で相応するものが整理できるかどうか検討させていただきたい。

順番に申し上げますと、次の6ページ。これは先ほど申し上げたが、確かに国・地方を合

わせている。ただ、7ページ以降、地方分について整理している。

16ページの基金の関係で、合併算定替のことは、まさにそのとおりであり、今回の説明の中では割愛しただけである。若干補足しておく、平成の合併で合併した団体に対しては、合併算定替という措置が基本的に10年間講じられることになっている。これが10年過ぎると、5年間をかけて段階的に縮減されていって最終的に廃止になるということであり、平成の合併で合併した団体から、予定どおりの10年の措置と5年間の経過措置の中だけではなかなか効率化が難しいという意見もある。そういうことを踏まえて、現在、交付税の算定上、合併後の団体の姿を踏まえた算定のあり方を検討した上で所要の措置を講じるということにしている。

いずれにしても、合併団体においては、合併法のいわゆる一本算定になったときの交付税の額でやっていけるかどうかという不安があるので、これは昨年 の 諮 問 会 議 で も 申 し 上 げ た が、そういった団体において基金が形成される傾向にあるということはあるかと思っている。先ほどは流れの中で説明を省いたが、その認識は変わっていない。

この基金の額をどう考えていくのかというのは難しい話であり、交付税の算定や地財計画ベースということになると、どういった団体がどういう形で基金がふえているのかということ、全国画一的に行う地財計画の策定や、あるいは交付税の算定上どこまでケアできるのかというのは技術的に相当難しい話がある。

さらに申し上げれば、その基金が積まれている理由ということになると、これは検証が正直なかなか難しいというところもあり、そこを制度設計できるのかどうかは、相当難しいものがある。

それから、これからどうなるのかをお示しするということが、我々もそういうことができればよいとは思っているが、地財計画ベースのものでそういうものをお示しできるのかというのは、率直なところ、難しい。ただ、そういったものは何も必要ないのかと言われると、それはあるにこしたことはない、そのところはいろいろ勉強させていただきたい。

意図的に我々もそういうものをオミットしているのではなくて、御案内のとおり地財計画というのは国の政策動向に左右されながら策定されるので、その中でそういったものを我々独自に見積もるのはなかなか難しい。

繰り返しの話になるが、話のあったような将来像を、当然仮定を置かないとできないと思うが、そこら辺はどのぐらいまでできるのかというのは検討させていただきたい。

(総務省)

財源超過額は、基準財政需要額を収入額が上回る額ということで、あくまで算定上のデータである。決算には財源超過という概念はない。

(委員)

その歳出決算額合計がふえているのかどうか。

(総務省)

団体数が変わっていく。

(委員)

そんなに多くはないのではないかと。

(総務省)

しかし、団体数は変わっていく。どこにベースをそろえたらいいかという問題はあるが、何かしら歳出水準をとという趣旨か。

(委員)

とりあえず東京は分けていただきたい。

(総務省)

東京の歳出水準はすぐ出るが、そのほかの不交付団体は相当異なるので、何かしら工夫をする必要があるかと思う。

それから、留保財源率の検討状況である。留保財源については、これまでも我々中ではいろいろな議論をしているが、これだけ社会保障といった義務的経費が歳出の中に占める割合が高まってくると、交付税の算定上は留保財源率を引き下げることが必要になってくると思う。

ただ、留保財源率を引き下げるとするのは、基準財政収入額に算入する税収に対する割合を高めるとのことなので、例えば税収が上がった団体で交付税が下がる額が大きくなる。これは一生懸命頑張って税収を上げた団体の税源涵養努力をどう考えるかという問題ともかかわってくるので、簡単に結論が出しづらい課題だと現状では考えている。

(総務省)

消費税10%になったときの格差や偏在是正効果について。10%になるときは、先ほど申し上げたように、8%段階での地方消費税が4.6兆ぐらい、10%になると6兆ぐらいということで、1.4兆ぐらい地方消費税が増えると見込んでいる。そのうち半分が都道府県分で、半分が市町村分になる。市町村にも不交付団体はあるが、トータルで、1.4兆のうちの十数%は不交付団体の税収増になるだろうと感じている。

変動要素としては、ひとつは法人関係税収。偏在是正措置の対象となっているそちら自身が年度によって大きく変動するので、2年半、3年後以降の法人関係税収がどうなるか

によるということ。もう一点は、社会保障の充実がその10%になる時点でどのように歳出側で必要になるかの見込みがなかなか簡単ではないということがあがるが、現状における我々の認識としては、8%が10%になるときに、何もしなければ発生するであろう財政力格差の拡大という問題に関しては、現在セットされている法人関係税の偏在是正をもう一段そこで進めるという法律が通っており、それを施行すれば大体見合うぐらいの額、要するに格差拡大を防ぐにちょうど足るぐらいの効果が出ると見込んでいるところである。

(委員)

先ほどの財源超過額の趣旨は、団体数がふえる部分と、同じ団体の税収がふえて歳出がふえる部分とあるので、それを分けるというのと、これは税のほうの2ページにもあるが、やはり不交付団体化しているのは法人税収が伸びているようなところになっているので、それとの関係性のようなものが明確になればいいと思う。

(委員)

将来のプロジェクションだが、これはもちろん地方財政計画自体は国の政策であって、予測とは関係ないことなので、プロジェクションをやろうというのであれば決算ベースで考えるほうが正しいと思う。つまり、決算ベースでどれくらい社会保障関係費が伸びていくのか。その中に補助もあれば単独もあるので、決算ベースで伸ばしたプロジェクションをそのまま地方財政計画に置きかえるのは難しいと思う。ただ、補助と単独は別にして、一般論として将来的にどれくらい社会保障が地方財政の重荷になっていくのかという姿は見える。これは地方財政計画の話と、決算ベースを使った将来予測としての話は分けて考えたほうが良いと思う。

< 行政手続のオンライン化等のあり方、人材の確保・育成 >

(委員)

まず、行政手続のオンライン化だが、諮問会議で昨年、電子納税等々について問題意識を出させていただいて、例えばeLTAXが48.2%ということだが、この中身を見ると、具体的に電子納税できるのは12県10市のみだし、図書館とか文化・スポーツ施設は確かに手続がそれなりにオンライン化されているが、それ以外のところは非常に低水準だと指摘している。

自治体共通の書式、手続等の標準化プラットフォームを整備すべきと指摘しているが、オンライン化が進んでいない理由をどう分析しているのか。標準化というのが一つの解決策ではないかと思うがどうか。

2点目が、業務改革プロジェクトだが、28年度の最終報告が間もなく出るということだが、どのような効果があったと把握しているのか。とりわけ費用対効果というか、定量的な評価をどう見ておられるのか、この辺を教えてください。

それから、ホームページで事例集をまとめて公表されているということだが、ホームページで公表することの効果について教えていただきたい。具体的にどういう効果が出ているのか。

(委員)

オンラインという言葉だが、一体どこをもってオンラインと言っているのか。紙ベースではなくて電子的にやることを全部オンラインと呼んでいるレベルなのか。今、世の中はそれどころではなく、例えばスマホで遠隔で図書館の予約をすとか、電子納税だって遠隔でできるとか、あるいは登記の話だって、ブロックチェーンという仕組みがある。これらは、全然違うところを指しているが、おっしゃっているオンラインというのは単に電子的に登録するものかどうかということを確認したい。

それから、このテーマを進めると何が起きるかという、これはどの企業でも同じだが、人がどんどんいなくなっていく。これを進めると全部機械に代替されるというか、電子的に代替されるということで、雇用の面は小さくなっていく。これはもちろんそれが効率化という意味ではプラスなのだろうが、シンギュラリティーというわけではないが、これによって職員が減ってしまうということである。それについて、そういう方向でもオーケーなのだ、大きな方向として人を減らしていくのだという、それと合致しているかどうか。

(委員)

総務省の説明だと、サポート員とかアドバイザーを置いているとのことであり、IT室のほうでは伝道師があるとのことと伺った。両方ともやっていることは、オープンデータも射程に入るのかもしれないが、ITを使って業務の改善をしていこうという大きな流れは同じだと思うが、オーバーラップしているところもあるので、ぜひ効果を検証していただきたい。要するに、サポート員を派遣した、あるいは伝道師を派遣した、それによって当該自治体で一体何が変わったのか。場合によると伝道師とサポート員は補完的な関係にあって、要するにサポート員が行っていないところに伝道師が行っているのか、あるいは両方とも行ったところだとさらに取り組みが進んでいるのか、そのあたりはお互いコーディネートして、どんな効果があるのかをぜひ教えていただきたい。

(委員)

1 - 4 - 1の民間委託の話で2点ほどだが、ファクトとして見れば、比較的大きな規模の自治体で普及が進んでいるし、普及させやすい環境にあるということを見ると、一つのターゲットとしてこういう大きい自治体に取り組みを促していくというのは事実としてあっていいと思う。

他方で、やはり町村などに行くと、事務量が少ないとは言いが事務量はある程度決まっている。人手がいなくなっているのはむしろ町村のほうなので、効果というよりはニーズ

という言い方をさせてもらおうと、人手がないという理由で、むしろ小規模自治体のほうが何らかの形で民間委託をしていく必要性にこれから迫られていくし、多分今でもそういう段階にあるのではないかと思う。

そこで、先ほどの地方分権の提案の話にかかわってくるが、上のほうで公権力との関係でなかなか民間委託が難しいということだったが、では、どうやれば民間委託が可能になるのか。もちろん今、国レベルではBPRとかを使って検討しているのだと思うのが、現場レベルで何かそういう提案は上がってこないのか。

(総務省)

標準化のプラットフォームが一つの解決策になるのではないかということについて、今、御指摘いただいたように、手順によって相当利用率はばらつきがある状況にある。きょうは上位3位のみを出していたが、私どもが重点で導入してほしいと地方に言っているものであっても1桁台のものもある。そういった状況であるし、そもそも電子化すべき手続の対象といった全体の中でどれくらいの利用率かということについても、現在、IT室が全数調査をやっているところ。そうした中で、ニーズがあるかないかといったことも踏まえて、どういったものをオンライン化していくべきなのかということを検討していきたいと考えている。

他方で、今、社会保障の関係で進んでいるが、子育て関連で申し上げるとマイナポータルを活用して、一括して手続を行うといった動きも出てきているので、まず全数調査で全体の電子申請のニーズというか実態を把握し、今、申し上げたようなマイナポータル等の活用の動きを踏まえながら、今後の地方における電子申請の促進のあり方を見直していきたいと考えている。

(委員)

今おっしゃった子育てのマイナポータルだが、これは最初から全国標準化した手続、あるいはフォームということでもいいのか。

(総務省)

標準化について、私のほうは担当していないので何とも申し上げられない。バックオフィスのところのシステムは団体によって違うとは承知しているが、いずれにしてもインターネット上で申請ができる形になると承知している。

オンライン化は何を指すかということだが、御想像いただいているとおり、基本的にPCで申請をすることを想定しており、それができるものについては利用していると捉えている。

職員の数というか、雇用の面でどんどん減っていくのではないかということだが、確かにオンライン化を進めて、効率化を進めなければいけないところではあると思っているが、

ドラスチックに人が減るのをよしとしてこれを進めているというより、やはり利用者の利便性を考え、まずデジタル時代において、行政に対する申請に係るコストを減らしていくために進めていくものである。その結果、厳しい地方行財政の状況であるので、職員についても効率化を進めていくという考えではないかと考えている。

サポート員やIT伝道師ということで、このサポート員はクラウドを目的として、伝道師のほうはオープンデータを目的としているものだが、確かにこういったことをやってどういふ効果が生まれたのかということはチェックしていく必要があると思っているので、今後、そのことについても検討していきたいと考えている。

(総務省)

オンライン手続については、自治行政局から申し上げたように、基本的にはパソコンで行うものが多い。ただ、最近は子ども・子育ての関係をはじめ、スマートフォン等にも対応しようという動きもある。いずれにしてもインターネットで手続ができるというのが定義であり、先ほど申し上げた磁気媒体の持ち込みは外している。

それから、ブロックチェーンについては、まさにデータベースのありようの問題なので、オンライン手続とは直接関係はない。ただ、最新の技術をいろいろ活用していくために勉強していくということは重要だと思っている。

(総務省)

民間委託の関係で、業務改革モデルプロジェクトの費用対効果についてだが、今週の金曜日に最終報告会を予定しており、今、最終取りまとめ中である。現時点でこういうものとお答えできる材料はないが、ここまでの過程の中で、私どもからは歳出削減効果とか、あるいは住民サービスの向上の効果は具体的に算定方法を検討してやってほしいということは何度もお願いしてきているので、そういうものが出てくるのだろうと思っている。

2点目で、先進事例の紹介の効果について。ホームページに掲げているが、私どもはホームページのクリック数まで見ているわけではないが、ホームページに上げるだけではどうかと思っており、色々なところをお願いをするときや、あるいは講演で呼んでいただいたときなどには必ずこの事例集を持って行って、どんな取り組みをしているのかを紹介するようにしている。

最後に、大規模団体はいいが中小規模が問題ではないかということについては、私どもは全く同じ感覚を持っており、このモデルプロジェクトについても、大規模な団体ではなくて中小規模の団体に横展開していくための事業だと思っている。おっしゃるように、小規模団体こそ人手が足りないというのも全く同じ認識である。

モデルプロジェクトの中で一番小さい団体の取組は、鳥取県の北栄町というところであり、約15,000人の団体である。ここの取組の特徴は、窓口業務改革あるいは庶務業務の集中化だけだと、単体だと委託ができないので、それをセットでやるようにしているところ

であり、注目をしている。

それから、もちろん、周辺の団体との共同処理もあると思っており、ぜひそういう提案をお願いしているが、なかなか動きがないというのが率直なところである。

(委員)

ホームページだけだとわかりづらいということで、事例集をお持ちいただいているという話があったが、事例集をヒントにして実際に動いている自治体はどのくらいあるのか。

(総務省)

この事例集を踏まえてやったという報告まで求めているわけではないので、そこまではつきりとは申し上げられないが、参考にはいただいていると思っている。

(内閣官房IT総合戦略室)

先ほどの総務省の説明とほぼ同じ部分もあるが、効果については、当然、私どもは普及促進していく立場として、目立ったものを上げているところ等は形にして、見えるような形で進めていきたいと思っているし、先ほどの自治体クラウドのサポートの話や、我々はオープンデータ、それから農地情報公開システム、子育ての関係等々、地方に役立つようなものについてはなるべくパッケージという形でまとめて、CIOを含めて首長等を訪問する際には全部お伝えして、極力御理解いただいて、特に関心のあるところから着手していただくという活動をしているので、別々にやっているというよりは、一緒になりながら専門的に必要なところは個別に対応しているという形で取り組んでいる。

(休憩)

<インフラマネジメントの生産性・効率性向上を図るデータプラットフォーム構築等の推進>

(委員)

それでは、まず農水省の農業水利ストック情報データベースについて、運用開始から10年ほどになるということですが、どの程度の効率化につながったのかということが質問させていただきたい点である。財政上の効果とか補修までに要する期間の変化、要する人員の変化等々、定量的な評価を教えてください。

2番目が林業の森林空間情報システムについて、これは長崎県の例が掲載されているわけだが、長崎県が独自に開発したものなのか、国のモデル事業なのか、他県はどうなっているのか。こういうことは国が整備すべき基本的なシステムではないかと思うが、その辺、林野庁の考えを教えてください。

3番目が漁業、例として藻場で、ICTを活用して、人工衛星なども使ってモニタリング手法を開発するというイメージがあるが、現状、こういったことに使える人工衛星があるの

かどうかという単純な質問である。

水道のCPS/IoTについて、このデータプラットフォームは非常にいいことだと思うが、このプラットフォームというのは誰が主体になってどこにつくるのかということを知りたい。

環境省について、データをいろいろ使われているということだが、例えば広域化ということ考えた場合に、このデータベースは使えるのかどうか。

最後に文科省について、8ページで、こういうソフトを使って維持更新コストを自動的に計算する試み、これは非常におもしろい。条件の標準化、簡便さ、わかりやすさ、ビジュアル化という点で期待できるのではないと思うが、開発の方法とかコストを知りたい。

(委員)

1点だけ、水道のところ、今、水道の民営化とか外部委託とかそういうことも議論されているけれども、ここで議論されているIoTの関係。どこにつくるのかという今の質問ともかわるが、民営化などどのように連携しているのかを知りたい。

(委員)

農水省のデータベースで2ページ目にストックマネジメントサイクルとあるが、この活用を通じて、インフラの劣化状況に応じて、維持管理にどう活用していくのかというようなサイクルだと思うが、そのあたりの活用のところはどう日常管理されているのかに関心があるので教えていただければというのが1点目である。

また、こういうことをすることによる、財政の効果、あるいは税収の観点からの効果というものもあわせて何か指標、数字がつかれるのであれば、今後御検討いただければいいと思う。

あと厚生労働省からいただいた点だが、これはIoTを使っている流量とかも見ながら調べられるということだということに認識しているけれども、これも同様に、こうしたIoTで流量などを観察することで維持管理に役立つようなサイクルがこの中に出てきているのか。あと、こういうものを使うことによって防災上とかいろいろな効果があると思うが、その定量的な評価ということを併せてできないものだろうかということを知りたい。

環境省について、これはどちらかというとデータプラットフォームという観点からすると、もう少しいろいろ取り組む余地があるのかなと思ったりもする。例えば設備の稼働とかをデータでとったり、それによって、それを維持修繕に生かしたりなどの検討ができるのか。また、施設だけではなくて、これは環境省の管轄かわからないが、どのようにごみを収集して集めるのが最も効率的とか、いろいろ設備の稼働だけではなくて、業務の効率化の観点からデータを追いかけてよと思うたら広がりを持ち得る話ではないか。

最後、文科省について、学校の施設の利活用という観点からすると、例えば学校開放とか、あるいは社会教育とか、その他公共のために使うこともあり得るのだと思うが、そういうものも取っていくことというのは考えられ得るのかどうかということをお願いしたい。

(委員)

かぶるところなのだが、全体的に農林水産省に伺いたいのは、インフラマネジメントの効率性、生産性はIoTを使ってやるというのはよくわかるが、費用対効果はどうなのだろうなという気がしている。例えば漁業などというのはかなり高度な技術を使ってやろうとしているが、これだけの施設データ、これをオープン化して利活用するということが、果たして、これに伴う利益はどこに発生していて、それは漁獲高が上がるのかどうかも含めて、あるいは施設の経費、運営の経費がどれくらい下がるのかということについて、これだけある意味ハイスペックな気がしていたのだが、どのような費用対効果を見積もられているのかということをお願いしたい。

あと厚労省のものは官民連携の推進のところでコンセッションのところ。きょうは多分IoTを含めて技術的な話だったと思うのだが、これをどうやって民間のマネジメントのほうにつなげていくのかということ。それは多分台帳がないと民間としても引き受けようがないということもあるので、恐らく基本的な問題として施設の台帳をちゃんと整理しなければいけないということから始まるのではないかという気はするのだが、そのあたり、システムの構築と台帳の整備と民営化というのをどのようなつながりで問題意識を持たれているのか、あるいはどういう計画で、どういうプランを持たれているのかということをお願いしたい。

(委員)

まず農水省に関して、農業水利ストック情報データベースを平成19年度から運用ということで、大分古いというか、歴史があるというような感じもしたが、システムの更新周期みたいなことについて、どういうようにお考えなのかということをお願いしたい。設計思想が古いとどうしても役に立たなくなるというようなこともあるし、あらかじめどれぐらいの更新周期でこういったシステムそのものの構成を考えているのか、あるいはデータそのものが同時に更新周期でどれぐらいたまっていくなのかといったあたりがちゃんとしていないといけない。そのあたりをお聞かせいただきたい。また、同時に、こうした仕組みが自治体とか県とか、そういったところとどういった形で共有されようとしているのか、これについてもお聞かせいただければ。

2点目、文科省について、学校の調査ということで非常に膨大だということに思ったが、維持管理等と考えると図面のデータが重要なと思うが、一方で、図面を全部集めるのかということ、かなり古いものとか無理だろう。そうすると、どのあたりでデータというか調

査の精度を打ち切るのか、もう少し調べるのかというあたりで、これは先ほどほかの委員の方からもあったが、調査のB/Cというか、費用便益というか、どれぐらいを図っておけば本当に維持管理について効率的にできるのかというあたりのお考えについて、お聞かせいただきたい。

(農水省)

このストックマネジメントによる定量的評価ということについて、実はまだ基幹的水利施設の機能保全計画、これは個別施設計画に当たるものなのだが、この策定がまだ半分ぐらいということで、なかなか全体の定量的な評価というのはまだ出ていないところである。ただ、先進的な事例とか、既に半分できているというところで試算はやっており、このストマネを実施すると全体の費用で2～3割の削減はできそうだというところ。まだ全体の機能保全計画が全てできていないというところもあるので、全体ではまだ出ていないところである。

あとこのマネジメントサイクルのところでは監視の仕組みについて。施設監視自体については、農業水利施設というのは土地改良区という農業者の団体の方が日常管理をされているので、そういった方の点検情報などをこのデータベースに入れて、これは造成者である例えば国とか県がそれを見ながらストックマネジメントをどういうようにしていくかというのを見ていくということである。また、財政効果については、今、お話ししたとおりの状況ということである。

あとシステムの更新について、大体5年程度の周期ということだが、ちょうど今、実はこのシステムの更新に入っており、30年度をめどもう一度中身を見直すということである。

データの入れかえについては、2ページのサイクルのほうに機能診断とかいろいろあるのだけれども、特に機能診断、これは物によるが、3～5年の周期で施設を見て新たに入力をするということなので、大体5年周期ぐらいでこのデータも更新を進めていくという運用をしている。

(農水省)

森林GISについての御質問をいただいた。森林GISについては、もともと各都道府県が策定する地域森林計画の補助データである、どこにどういう木が植わっているかという森林情報を整理した森林簿と、森林の具体的な位置を示した森林計画図を各都道府県に整備することをお願いしており、各都道府県においてこれらを森林GISとして整備、管理されている。また、空中写真等を利用しており、このようなデータが積み重なってきたところで、平成元年頃からコンピューターの発展もあって、こういった森林情報を一元的に管理していこうという動きがあり森林GISを整備するための取り組みが始まってきたという経緯がある。

森林GISの内容について、基本的な森林情報については、標準的なものは国が示しているが、各都道府県がそれぞれ必要な情報等を搭載しており、現時点においては各都道府県がそれぞれ独自にシステムを開発、運用してきている状況である。こうした中で林道台帳を森林GISに搭載する取り組みについては、長崎県が始めたところであり、ほかの都道府県でもこういった取り組みがされているかどうかは、まだ現時点で把握をしていない。ただ、林野庁として、長崎県のような取り組みは森林の管理や林道整備を非常に効率的に実施できると考えており、今後、こういった事例を各都道府県で横展開を図っていくことが必要だと考えている。

（農水省）

衛星を使った藻場の把握状況については、私ども、藻場の把握については、本来ならば人が直接見てどういう藻があるのかというのを津々浦々見るというのが理想であるが、かなり広範囲なので、実際の話としては、その現場を見つづ、マルチコプターあるいは飛行機でもう少し上空から見て、現場目視情報とのその突き合わせをやる。飛行機とかマルチコプターも毎年毎年、毎月毎月動かすというわけにはいかないで、それを衛星データ等々と突き合わせてどういう状況になっているのかということをやったほうが効率的ではないのかということで、現在、イメージという形でお示ししているものである。

こういう費用をかけてまでやる価値があるのかという費用対効果の話だが、実際の話、ここに浮魚礁のデータのオープン化というのがあるが、これは浮魚礁自体に魚を集める、あるいは漁獲効率を上げるという効果があり、それに観測機器をつけ加えることで、周辺の海象状況であるとか、実際漁に出ている、出ていけないという判断もできるし、どういう魚が来てそうだと予測もできるので、そういった意味で少額の施設を付記して漁業の効率を上げるということ考えているところである。

（農水省）

自治体との情報の共有ということについて、今、農業水利ストック情報データベースは緑水土里情報システムという、これは各県のほうでGIS化したデータを情報プラットフォームとして、そこに連携をかけるということをもう既に一応終わっており、このシステムを介して、各市町村、県等から情報にアクセスできるという形が既に整備されているところである。

（厚労省）

先ほど説明を省略したが、資料の7ページをごらんいただくと、今回考えているCPS/IoTの実証システムの構成イメージというのがある。下のほうから施設台帳の整備から監視システム、御質問のあったような配水量とか送水量のデータなどをそれぞれの水道事業体でばらばらに今は集めているという状況である。それを共通プラットフォーム化することに

よって、一番上にあるような広域向けアプリケーション、広域管理者用PCと書いているが、このような形で一つ一つの水道事業ではなかなかやり切れないことをみんなが集まって管理することによって広域化につなげることができるのではないかと考えている。現在、水道事業は1,400ぐらい、簡易水道事業は6,000もあるので、一つ一つはなかなか厳しい。それを今、広域連携という形で統合していこうという努力をしている。この結果、広域連携した後、もし、民間の方々がこういうシステムで管理をしようではないかとなれば、この台帳から始まって施設統廃合アプリというものもある。アセットマネジメントのようなことも広域的にできるようなシステムにだんだんなっていくのではないかなと思っているが、これは28年度から始めたものであるため、もう少し時間がかかると考えている。

災害のときの御質問があった。配水量とか送水量を広域的に監視していると、例えばどこでパイプが壊れたとか、あるいは配水池が壊れて、そこから水がどうなったかというようなことも広域的に監視ができるようになるのではないかと考えているところである。したがって、これら台帳から始まり、それがまだ紙のベースの人もまだいる中、こういう将来的には電子化あるいは広域連携といった形で組み上げていってアセットマネジメントにつなげていきたいというようなことを考えている。

(委員)

主体はどこになるのか。

(厚労省)

主体は、広域アプリケーションの管理をされる人ということで、それがどなたかというのではないが、民間の方がもし広域的に管理を請け負っていただけるのであれば、そういう人がやるのだらうというように思うし、公公連携というやり方もある。周りの水道事業体がみんなが集まってというやり方もあるので、その場合は公の水道局のどこかがということもあり得るというように考えている。

(環境省)

データ活用について広域化との関係を御質問いただいた。広域化については平成9年当時からごみ処理の広域化計画ということで進めてきている。また、現在進めている長寿命化の流れの中でも、ストックマネジメントの考え方を地域単位で、広域的な観点も考慮し、他の類似施設との集約化をお願いすること、こういった検討の結果についても、個別の長寿命化計画に記載していただくことを求めている。データベースについても、こうした検討の中で御利用いただいていると思っている。

設備の稼働状況や維持修繕の件については、既にデータベース化がある程度進んでいる。それは各焼却設備の維持管理を行う市町村がその業務を委託する、あるいは一緒にやっていただくエンジニアリング会社で個別に対応しているということがある。まだ全システム

について、データベース化するという段には至っておらず、民間でのこういった動きについていろいろ御相談あるいは御検討の状況をお伺いしながら、今後どうすべきかということを検討している段階である。

収集運搬については、ワーキングの議題から離れるが、各市町村がそれぞれ最適化をしているところであるが、どうしても坂が多いとか道が狭いとか、地形的な、あるいは地域的な事情があるので、なかなかこうあるべきという姿にはなりにくいのかなとも思っている。

(文科省)

まず、維持管理コスト、今後の維持更新コスト、自動的にというところについて、これは実は先行事例、非常に前向きに取り組んでおられる自治体の方がいらして、そこが開発されていたという状態のものがある。そういったところを参考にして、コンサルに委託して、今、このシステムを開発していただいているという状況である。

(委員)

固有名詞は。

(文科省)

ファインコラボレート。

(委員)

その自治体はどこか。

(文科省)

秋田市である。

開発のお金のほうもコンサルのお金になるけれども、400万円ぐらいで今、開発をしていただいている状況である。

それと、学校の利活用という観点でどうかということについて。学校、実際放課後とか週末、夏休みなどのまず空いている時間帯も積極的に開放がなされていて、放課後児童クラブとか地域スポーツに開放しているという事例がある。空いているスペース、余裕教室に関して、児童館とか図書館とか地域コミュニティの拠点とか開放しているという例がある、データという形では、今、資料は手元に持ち合わせていないが、余裕教室のいわゆるハードを利用しているものについてのデータはとっているが、それ以外の開放という観点で使われている部分については、特段、今はデータをとっていない状況である。

それと図面のデータについて、実は十数年ぐらい、もう20年近く前は図面も一緒にデータをとっていたが、やはり御指摘のとおり、データの量が膨大な量になり、途中から図面

はとらなくなった。当時から実は維持管理に関してのデータは全く盛り込んでおらず、やはり役割分担というか、地方でやる、いわゆる維持修繕の部分は地方が所管をし、大きな改修工事レベルになってくると国の支援を受けて整備をするということなので、そういったものをデータとしてとるということで、現在も大きな改修履歴のほうは、我々、今、とってはいるけれども、細かな維持修繕のほうはとれていないという状況である。

（委員）

水道のデータプラットフォームについて、先ほどの御説明でいまいしわからなかったのだが、このデータプラットフォームはデータを誰が集めてそれを誰が管理するのかというところを教えていただきたい。現時点でどのように運営されるつもりなのかということ。

（厚労省）

これは、こういうデータシステムができれば広域連携、広域化がしやすくなるだろうということで厚生労働省としても経産省と協力してやっている。広域化というのは2つのやり方があり、一部事務組合によって広域的な複数の市町村で1つの水道をやっているというやり方と、あと民間の方々が、まだ例はないけれども、コンセッション事業という形で民間の方が受ける。ただし、民間の方も1つの小さな事業を受けるということだけではペイしないので、なるべく広域化してほしいという要望があることも事実である。したがって、一部事務組合のこれまでの公共がやっている場合にも、公共のシステムサービスセンターのようなものが複数の市町村にまたがる水道事業で統合的に情報をピックアップしてマネジメントするというやり方もあり得るだろうし、民間の方々が広域管理者になる場合は、そういう民間の方が用意するデータベースの活用というのもあり得るだろうと思っている。

さらに将来的には、もっと日本の水道システム全体がデータだけでもクラウド化で統合されていけば、全国の先ほどおっしゃった災害の情報とか、そういうのも我々も見ることができるようになるシステムにもしかしたらなるかもしれないけれども、まだそこまでは手が届いていないというような、やっと始まったという状況である。

（委員）

追加で、例えば広域化という観点でいうと、広域化に関心を持ったグループがデータを集める。民間の場合はコンセッションなりで事業に参入しようとした、あるいは参入した人たちがデータを持つということだと思うのだが、そうすると、データの囲い込みができる。それでいいのだろうか。

やはりある程度データをオープン化して出させる部分と、もちろん、個々の業者なり事業者が個々に持つべきデータと両方あると思うが、そういうことも含めて、最後述べられ

たようにクラウド化なりして全国的なデータベースを持つということが逆にいろいろな業者の参入も促すし、広域化の動機にもなってくると思う。そうすると、クラウドなり膨大なデータを誰が管理するのか。物すごく金がかかるし、民間の業者に頼んでいいかという話もあるかと思うが、その辺はいかがか。

(厚労省)

確かに将来像については、まだ検討が始まったばかりで、集約化されていない。ただ、そういうアイデアも議論の中には実は出てきており、その主体を誰が担うべきか、資金をどうすべきかという議論がやっと始まったという段階で、まだ十分こなれていないというのが正直なところである。

<資料3：山田委員説明>

(委員)

きょうのワーキング・グループの議論と直接関係するかどうかはともかく、前回のワーキング・グループから連続してやっていることであるので、気になっていることを皆さんと共有したい。

資料3のパワーポイントのほうをごらんいただきたい。前回からのワーキング・グループをやっていて、キーワードは何かというと、「見える化」とワイズスペンディングという話だったと思う。「見える化」については、データがある程度整備されて自治体の横比較ができるようになったということなのだけれども、せっかくなのでデータをそこだけに収束させるのはもったいないのではないかとということで、私、銀行なのだが、銀行の部隊を使い、いろいろなデータがどのように関係しているのだろうかということの分析を行ってみた。

観点としては、資料3にあるように、医療費を削減しようと思うときに、直接医療費を削減するのがいいのか、あるいはほかのところに投資をする方がいいといったことが分析できないか、或いは、PPP/PFIで下水道を整備すると、経済波及効果もあるし、民間の資金も使えるし、老朽化した施設も更新できるといったことや、下水道を整備すると同時に医療費も下がるというようなことが言えないか、というもの。

いろいろなデータをとっていくと、ワイズスペンディングとなる施策がわかるのではないかと、例えば一人当たり高齢者福祉施設を多くすると医療費が下がるという関係をいろいろなところのデータを洗い出していくといえるのではないかと、といった観点で分析してみたのだが、残念ながらデータの数が少な過ぎてしまって、そういう結果はなかなか導き出せなかった。

ただ、これは実はやる過程でいろいろと示唆があるなと思っており、先ほどのセッションでも申し上げたように、金融技術は非常に進んでおり、IoTも飛躍的に進んでいて、何が

申し上げたいかということ、皆様、いろいろデータを収集されるが、これは全部ビッグデータになるはずである。ビッグデータを標準化したデータでつくれば、先の話になるかもしれないけれども、そこに例えばAIなどをかませれば、本当に政策効果のあるシステムは何だろうかというのを一目瞭然で出てくるという可能性があるのではないかということである。したがって、そこに行くにはやや時間がかかるかもしれないが、せっかく「見える化」してデータを集めている以上、もう少し精緻化したデータを集めて、それをもって、いわゆるワイズスペンディング、一番効果的な支出として、最も政策目的に合致するようなことというのを、単にデータを「見える化」して市町村が横比較して競争するというだけではなくて、もう少し使い方があってはならないかなということ、そういう意味での御提言をさせていただいた。

(事務局)

ワイズスペンディングの話、「見える化」の話もあったので、またほかのワーキング・グループとも連携しつつ、今後の議論にいかしていきたい。

<社会資本整備におけるストック効果の向上について>

(委員)

ストック効果の最大化ということの考え方について、もちろんストックをどう測るかという評価手法や評価のスコープを広げる、改良するという事でストック効果を大きく見せる。それも必要だと思うが、そもそもストック効果が大きくなるように事業を設計していくということが重要だと思うが、その点、例えば先ほどの説明の中で荷さばき所の話がありましたが、これは説明によると、荷さばき所をつくったところ、こういう効果が出てきた、だから、そういうものについても評価に入れていくみたいな話だったが、そもそもそういう効果を狙って荷さばき所をつくるのではないかと思うが、具体的に補助したりするときの採択する事業の選定や、あるいは予算配分の優先度合いを決めるときに、こういうストックの最大化ということがどう生かされているのかということが重要だと思う、そういう観点から事業を選んでいるのか。

(委員)

全ての省庁がかかわると思うが、国土交通省の一番初めの2ページ目のところのストック効果最大化に向けた提言のポイントということで、これはまとめていただいて、まさにそうだと思うが、どうしても賢くという言葉になると、それぞれで捉え方も違うと思う。そのため、やはり多様な視点をたくさん入れながら、B/C、一番大きいものを探してそれを使っていく、すなわち、B/Cをできるだけ高める最大化、さらにたくさんの施策があった中でB/Cの一番高いものを選ぶことが大事である。そのためには順位をつけるという手法も必

要なので、そういうようなところをしっかりと制度的に枠組みをつくってやるということが大事だと思う。

加えて、終わった後の事後評価。これも大事であり、事前につくったB/Cと後のB/Cで実際それが合致しているのか。そこからPDCAが回って事前のB/Cの精緻化というのもできくるのだと思う。ただ、1つの視点としては、事後的な評価、B/Cを全ての事業に行うと、これはまたコストもものすごくかかることから、幾つかピックアップしてやるにしても、それをどのように選ぶのか。さらに、事後評価にかかわるB/Cのコストみたいなものも、よりICTなどのデータを活用し、コストをかけずにB/Cの事後評価ができるような仕組みづくりも大事かと思う。

(委員)

ストック効果について、効果の定量的な評価というものにぜひ取り組んでいただきたいと思う。国交省の資料の2ページ目にそうしたものが例えば税の効果のようなものを出しているが、多分視点としては、この事業によってどれだけ税収があったかという視点も重要だが、多分日本国というように考えてみると、他の地域から取っただけというものも恐らくあると思うため、その部分というのはどれだけストック効果がネットであったのかということというのは、多分今回、国交省を例にとっているが、ほかの省庁も恐らくいろいろな観点から税の効果あるいは安全によって人命が救われたのだったらその効果、いろいろな観点で見えると思うため、ぜひ包括的に、全てを捉えることはできないと思うが、部分的にでもぜひ着手していただくのがいい。そういうようなマクロ的な視点と事業を1つか2つとってきて、それをまた丁寧に見ていくというミクロ的な視点と、多分2つの視点というものがあると良いと個人的には思っている。余りハードルを上げ過ぎるのは問題とは言え、定量的な評価というのは重要だなと思っている。

農水省について、事業評価については事後の評価について定量化してみるのだというようにところが2ページとか6ページ、9ページ目にあるが、これは恐らく今の段階から、つまり事前の段階から、どのような観点から定量化するのかということを考えていかないと、始まった前と後とかで比較するとなると、終わった後、気づいてみたらそのデータはなかったということにもなりかねないため、ここはぜひ事前の今の段階に何をポイントにして見ていくのかというのは議論させていただけるといいのではと思う。

あと厚労省と環境省について、恐らくここで議論しているのは、水道事業のストック効果、つまり、水道がなかったときと比較して、水道があることによる効果の議論をしているのでは恐らくなくて、既に水道管は引かれている中で、それが今回の施策、例えば広域化で一体どのような効果が生まれるのかというような議論の方向。どちらかという、レベルよりも政策の効果の差分の話をしているため、そうした観点からもぜひ見ていただければと思う。

今回、スタジアム・アリーナという観点だと思うが、他にも多分いろいろな施設がある

と思うため、そうしたものもスコープに入ってくるのだと思う。また、少し言及があったのは、指定管理者制度について、スポーツ庁だけではなく全体にかかわる非常に大きな論点を提起していただいていると思う。コストカットで使われているというような考え方で制度が運用されているとすれば、それで本当にいいのか。本来だと、公共施設サービスの向上のためにやっていることを考えると、コストカットという観点ではなくて、付加価値をつけて市民、住民に返すというような視点が本来あってもいいと思うため、そうしたものは自治体もそうした意識で取り組んでいただく必要があり、事業に対する監査をする際にも、利益を上げているため問題があるというような監査というのはおかしいではないかと思う。そうした観点から、指定管理者制度の使い方についての問題提起をスポーツ庁からいただいたと認識している。

（委員）

私が理解する限りでは、ストック効果の直接的な意味は生産性の向上、インフラをつくった結果ではなく、使った結果どのような生産性の向上があったのか、そこに注目していると思ったが、そのときに3つ効果があって、先ほども恐らく委員からお話があったのだと思うが、当初意図した直接的な効果、例えば環状道路をつくれれば物流が発達するといった直接的な効果というのと、地価も上がるから税収も上がるという財政的な効果。もう一つは、やはり間接的な効果というのも恐らく様々あると思う。環境に対する影響や、思いがけず観光客が増えたなど。ただ、その辺を区別しなければ、モルだけ盛ってBenefitを大きく見せるということになると結果的に自己正当化のための評価になってしまう。それは最初の評価の関係だと思うが、元々つくる際に、そもそもこれは何の目的につくるのか、その期待される効果は何なのかという、そこに絞って事後的な評価というのは本来やらなければならない。特に間接的な効果というのは、たまたま出てくるケース、運がよかったということもある。自然災害などに関すると、他にやり方があるかもしれない。別にハード面で防災をしなくても住民の避難誘導や、そういうソフト面での対応というのもある意味できるわけだが、やはりほかの政策との比較が問われてくると思うため、要するに、ストック効果を測るときの測り方、もちろん定量的にやるのも大事であるが、スコープ。直接的な効果、財政的な効果、間接的な効果、そこを分けてしっかりと見ていく必要があると思った。

（委員）

ストック効果については、何度もこうした場で議論しているが、やはり各省庁によって大分違いがあるというのが率直な印象。比較的国交省のまとめ方のほうがよく整理してきていると思うので、ぜひ参考にさせていただけたらと思う。農水省は以前も恐らく聞いたと思うが、ネットワーク効果がないところで幾ら生産性を上げたという指標を出したとしても市場価格につながっていかないため、それは経済効果、ストック効果にはなかなか

繋がらないと思うため、そうしたことをどのように総合的に評価するのかといったようなところをこれから検討されている途中だと思うが、もしお考えがあればお聞かせいただきたい。

国交省の品川の立体道路について、これは恐らくストック効果が投資の額からすると非常に経済効果が出るのではないかなと思う。これは文科省のやや稼げるインフラというか、スタジアムも結構同じようなところがあると思ったが、今までにはないタイプの恐らくインフラの整備のタイプのような気もしたので、通常、民間に任せていると、囚人のジレンマのようなことでなかなか事業化しないところを、公共が入ることで事業化してストック効果が出てくるということでは非常に効果があると思う。ただ、現場のいろいろな事業者との調整や、そういったようなところの工夫の難しさもあると思うが、そういったことをどうのようなことを考えているのか。あるいはそういうストック効果をもっと出そうとすると、例えば品川だけではなくて、更に他のにもできるのではないかとか、そういうことも思ったりするが、そういった検討を財政の出動が少ない範囲で効果を最大限引き出すという意味では、そういったリストアップとかそういったことも考えているのか。

スタジアム・アリーナについて、これは多分非常に効果があると思うため、ぜひ進めていただきたいなという気はしたが、一方で、このように転じるということは、ある意味、地域、全ての自治体に合った施設を少し統合することとも掛け合わせることで、初めてそういったことが生まれるのではないか。それは地域と合意のとり方という意味では、なかなか難しさもあるような気がしたが、こういったものを適用する際の基準の考え方や、これから恐らく蓄積していくところだとは思いますが、もし現時点で考えがあれば、少しお聞かせいただければと思う。

(委員)

ストック効果を測る上で大事なことは、いわゆるクロスタームという言い方をすると変なのですが、どのような外的な要因、どのような環境と合わさって初めて効果が発揮するか。先ほどネットワークという言葉が出ました。つまり、漁業であれば当然そういう漁場であればネットワークがあることが大前提である。当たり前なのですが、物流であれば、そこに需要があることが大前提のため、東京の環状は恐らく道路をつくれれば物流が上がり生産効果をもたらすのだろうが、どこか地方で同じことをやっても多分もともと物流がないため、とてもそんな効果は望めなく、どのような環境がクロスタームとして、要するに合わさって、相まってストック効果が発揮されているのか。アリーナもそうだと思う。猫もしゃくしもアリーナをやったらもうかるか。そんなことはあり得ないので、やはりどのような環境要因が収益性の向上あるいは生産性の向上につながっているのか。そこを分析しないと、ただいろいろなことを全国一律に同じことをやっても多分出てくる効果は限られると思う。

(国交省)

多様な視点でしっかり、ベネフィットというか上がった効果を多様な観点、あるいは多様な手法で出していくべきだという指摘については、まさにそうだと思っている。ここにもいろいろ「工夫」と書いているが、例えば既存の施設を使えないか、あるいは民間投資を呼び込むことによって効果を上げる、それも時期を合わせるとか、そういったいろいろな工夫。事業を組み立てるときにも、そういう工夫を適用できるかどうかということをしっかり検討する。そういうプロセスを、事業実施のプロセスの中に入れていきたいと考えている。

事業評価にあまりコストをかけても、ということについて、まさにビッグデータなどもうまく使い、事後評価が自己目的化しないように、コストも十分考えて、ICTなども使いながら進めていきたいと思っている。

日本国内の他の地域からの移転分については、常に意識しなければいけないと思っており、なかなか指摘いただいたようにマクロ的な効果というものまでたどり着くのはハードルが高いが、ミクロ的な視点も踏まえて様々な細かな事例分析も進めていきたいと考えている。

委員の指摘があったが、決してベネフィットを水増しして大きく見せるというようなつもりはなく、あくまでも事業採択の際にB/Cも行い、実際、事業を行った後にどう帰着ベースで地域の課題が解決されたか、といったことを常に意識しながら、あるいはどのような環境だとどういう効果が上がるのかといったことも含めて、測っていくようなことを進めたいと考えている。

品川の事業について。これは4ページ右下に書いてあるが、そもそもこの事業の発想が民間からの提案を踏まえたようなものであり、この、協議会と先ほど口頭で申しましたが、行政、当然国も入っているし、東京都あるいは地元の区も入っており、あと鉄道事業者、JR、京急、あるいはホテルの老朽化で建て替えを考えておられる品川プリンスや、そういった周辺の民間事業者も一堂に会して事業の協議会をやっている。その中で、時間的なことを申しますと、平成39年、リニアが通る時期を最終目標として、各事業者がそれぞれの事業を進めており、この未来型の駅前空間についても、これはまだ構想段階ですが、協力頂く民間事業者を公募するなどして、しっかり共通の目標というか、共通の時間軸のもとに整備し、駅と道路と街で一体的に整備を進めて、道路からいえばストック効果を上げていく、あるいは駅のストック効果を上げていく、そのような形で進めたいと考えている。

横展開については、具体的な事業はこれから力を入れるわけで、ほかの駅でも気持ちとしてはこういうものをどんどん横展開していきたいと考えているが、具体的にどこでやるかという段階にはなっていない。

(農水省)

委員ご指摘のように、ストック効果を最大化するのはどうなのか、それをどうい

に事業の入り口ベースでやっていくのかというところについて。なかなか難しい問題ではあるが、一応例えばではあるが、農地を整備するような事業だと、基本的に、担い手に農地集積が半分以上、5割以上集積していないと採択しないと、そういうような入り口要件をつくる。あるいは更に担い手に農地の集積、集約をしていくというように宣言した場合には、インセンティブとして補助金の上乗せを考える、あるいは農地中間管理機構と連携するのが必須という事業もつくと、そういった要件をかけて事業を実施していくということで効果を高めていくという手法を考えている。

ネットワークの関係について、まさに今回お示しした事例が、ちょうど地区の真ん中に農道が通っており、これが中央道のインターと直結しているというネットワークがあるということである。まだ実は検討に入っているだけなのだが、事業実施地区周辺の直売所あるいは高速道路等の販売、流通環境を評価できないかということで、それを今、検討を始めているというように聞いている。これを蓄積して定量化した上で、できれば事前評価へのフィードバックを考えていきたい。まだ緒についたばかりだが、そういうような方向で進めていきたいということを考えている。

(農水省)

ストック効果の先ほどの事前評価のところ、事後の産業の集積だとか観光人口の増加を入れたらどうかという話がありました。私ども、それは入れたいという希望はないわけではないが、評価指標というか算定式といいますか、かなりこれは地域によって当たり外れが大きいというか、要するにこれをやったからこういう集積ができたということが確立されたものがまだない。その蓄積が非常に少ないということで、算定式を確立するまでに至っていないというのが現状。当然ながら、その直接的な費用対効果だけで当然1を超えるということは、事業採択要件の最低限であるが、そのほかに波及効果がこういうものがある、関連波及効果がこういうものが期待されるということも総合的に判断し、事業を採択しているところである。

(厚労省)

3ページについて、これまでの水道整備による効果、例えば医療費の減少や人の命の長寿命化など、そういうことで効果があったという説明だけをしてしまったが、最後の6ページには、最近やっている広域化について若干絵を示している。施設の再編、再構築というのを今、進めており、広域統合・事業統合がなされれば不要な浄水場などを廃止することができる。これによって相当の資本が節約できることとなり、最近なった広域化では、大体皆さん同じ説明をしており、埼玉の秩父の水道もこの4月から1つになったが、人が確保できません、計画的に考える人を用意できるので、計画的なパイプの更新もできるようになり、多少料金も上げなければいけないが、上げる上げ方がまとまれば小さくなる、とかというようなことで広域化のメリットを説明している。そのため、事業の建設費のセー

ブあるいは適切なよりよい水道事業のあり方といったところが、これからの政策として重要になってくると考えている。

（環境省）

環境省の事業は廃棄物なので、これなしで済ますことはできない、必ずあるということをおまに事業のストック効果を考えるべきということ、これは前回は指摘いただき感謝している。

広域化に関する政策の差分を考えるという点について。広域化というのは私どもも進めておる政策であり、ごみ収集量が増えれば、ごみの焼却による発電電力量も大きいものが得られる。そこはスケールメリットが明らかにあるものである。処理量当たりの発電電力量の推移もここ10年の間に1.3倍ぐらいまで伸ばしてきている。こういった点なども今後政策効果として考えていきたい。

（文科省）

委員の指摘の、どこでも成功するわけではないという話、もちろん、そのとおりである。スポーツ庁で今、もう一つ懸念としているのが、日本全国同じように国体をやった感じで同じような施設が同じようなところにある。その維持に同じように苦しんでいるということが同時にあるので、要するに役割分担をきちんとしながら稼げるところがもし限られているのであれば、そこに資本の集中なりやっけていく工夫が必要だということで、今、その適正化をどう進めようかという検討をしている。いわゆる広域的に必要な施設と近隣住民のサービスとして運動する場所として必要な施設。近隣のところは比較的ローコストで気軽に使えるようなものに、そういった広域的なものについては世界大会とか開催されたときも不自由しないような、ただ、多少コストを回収できるようなつくりにしていくといったことをやっていこうと考えている。

1つの成功例としてよく言われるのが、広島市民球場は指定管理者制度を使いながら指定管理料ゼロというバランスをとりながら多様なサービスを提供する、従来の野球場ではないようなやり方をしてかなりいい成績を上げている。それにはあくまでも地域のスポーツ振興が非常に高まったところだと成功するということがあるので、できればこの整備と合わせて地域のスポーツ振興も同時に進めていかなないとなかなか上手くいかないということもあるので、その両輪で検討したい。

<十分に活用されていない土地や空き家等の有効活用について>

（委員）

1点目が、空き地・空き家対策をするときの主体について、先ほど地域協議会等が立ち上がっているというような話もあったが、そういう協議会はどのくらい全国で生まれてい

るのか。別に協議会に限らないのですが、ちゃんと取り組み主体ができているのかどうかということが1点。

2番目が、13ページの特定空き家等だが、いろいろ助言とか指導云々の件数があるが、そもそも特定空き家というように認定されたというか、空き家とされたのが全体でどのくらいなのか。あるいはこの法律ができてもう1年半以上たっているが、どのような課題が浮かび上がっているのか、その辺をいただきたい。

3つ目が、最後のページで確認ですが、既存住宅の流通の市場規模、数値目標がある。リフォームの市場規模についても数値目標があるが、この目標を達成するための工程表みたいなものはできているのか。

(委員)

空き地に関しては、これも恐らく本当は民間に任せて取引をしていけば、うまくいけばいいのだが、一旦人口減少に入ると非常に管理がうまくいかなくなるということで荒れ放題になる。そこを逆に少し公的資金を入れて、駐車場化しているのを緑地にすると周辺の不動産価値が上がるといったようなことが出ている例かなと思う。これは余りお金をかけなくてもできる施策で効果もあると思うが、一方で、本当に効果があるのかどうかというのは、もう少し事例を丁寧に積み重ねて、どれぐらいのことをやればどういった効果が本当に上がるのか、あるいは多分上がらない地域もあると思うので、この見きわめをしていく上でどれぐらい事例を積み重ねていけているのか。あるいはそういったところを少しモデル事業的に幾つかやっていく中で展開ということを考えておるのか。このあたりをお聞かせいただけたらという気がした。

空き家についても同じようなことは思うが、そのあたり、お聞かせいただければと思う。

(国交省)

地域の協議会について、まず、空き家対策特別措置法に基づく形で、市町村で空き家対策計画を策定するが、当然、市町村だけで計画を策定するというわけにはいかないため、その計画を策定し、さらにはそれを実施していくというところで市町村において協議会をつくっていただいている。そういう意味では、計画と必ずしもパラレルではないが、そういった協議会も設けられているところがある。

市町村の空き家対策の枠組みが整ったところで、市町村の利活用や除却の取り組みをいかに広げていくかというのは非常に重要であるが、市町村だけで空き家対策に取り組んでいくというのは限界があるため、市町村のみならず宅建業者や関係事業者など、様々な方が連携しながら活用や流通促進につなげていくことが重要と思っている。今後、そういったモデルをいかにつくっていくかというところは、我々も力を入れていきたいと思っている。

特定空き家については、後ほど数字がわかれば追ってお知らせしたい。ただ、13ページ

のところで計画の策定状況や空き家の措置に関する数字を挙げている。法律が施行されてから2年弱であるが、例えば計画策定については、107市、本年度中には400を超える見込みとなっている。将来的に見ると約8割の市町村では計画を策定するという意向を持っているので、今後、増えていくだろうと思っている。

措置の件数も、助言・指導して代執行まで行くというのはかなりレアケースで、市町村が助言・指導したら、それに従っていただくという方がケースとしては非常に多いが、助言・指導は5,000件まで来ているので、これもこれから積み上がっていく感じはしている。市町村において、この1~2年、法律の制定を受けて積極的な取り組みをしていただいているので、我々も市町村の取り組みをしっかりと支援していきたいと考えている。

既存住宅の流通については、国交省で住生活基本計画という5カ年計画を策定している。その中で既存住宅の市場規模を現在の4兆円から、2025年に8兆円まで引き上げようという目標を設定し、目標設定に向けての基本的な施策を打ち出している。その中でも、リフォームは非常に重要になってくる。既存住宅流通の促進をしていく中で、家を魅力的にして、さらに資産としての価値を持たせていくことは非常に重要であると思っている。

例えば予算面でのリフォーム費用の一部を補助する事業や、税制面では所得税の税額控除や固定資産税の減額が受けられる仕組みも設けている。リフォームについても市場規模は、直近で7兆円であるが、これを2025年に12兆円に引き上げる目標を掲げており、目標に向けて、必要な施策を推進しているところである。

(国交省)

委員指摘の地域協議会、先ほど国交省からもお話があったとおり、既に空き家の世界の中で地域の協議会というのが数多く出てきているというところである。そういったベースの中で、来年度予算で少しそういうようなものを後押ししていくということを考えている。自治体と宅建業者との連携ということでは、これは県によってばらばらではあるが、例えば長野県では宅建の団体と自治体が連携協定というような形で、空き家・空き地バンクの絡みで提携しているというものが20を超えている。また、宅建の団体と自治体の協定が10を超える協定がある県も7~8県ぐらいある。もちろん全くないというような県もあるが、結構県によってでこぼこがあり、今後は少しずつそういうことを広めていくというようなことかなと思っている。

また、委員から空き地の部分について、事例を積み重ねていかなければいけないという話があったが、全く指摘のとおりだと思う。本日、お示した例というのは、空き地というのは放っておくと荒れ放題になってしまうので、やはりうまく使っていくことが重要なのだろうということである。その中で、緑地的、広場的、あるいはコンテナハウスみたいな形でお金をかけずに新たに空き地を使っているが、それが暫定利用ということであり、新たにそういう事例が出てきている。ただ、土地所有者だけに空き地を使えと言っても、なかなか土地所有者には使う意向がないので、土地所有者と土地を使う人をどのようにマ

ッチングしていくのかということと、空き地を使う人にどういった形でまちづくりの視点で物を考えていただけるような環境をつくっていくのかというのが重要と思っている。

空き地について、一口に空き地といってもいろいろな空き地があり、都心の街なかにあるような空き地、これは放っておいても多分いいものが建ってしまうので、そういうような空き地から、地方で今問題になっているような空き地。さらに、本当に使いようもなくどうしようもないような空き地があるのが現実である。そういったところは、また別の恐らく国土管理という別の観点でいろいろ考えていく必要もあると思っており、そういったところも含めて、今、有識者会議でいろいろ検討を行っていただいているところであり、そういうところを踏まえながら、まさにモデル的になるようなものを後押しするような施策になっていくのではないかと思うが、検討を進めてまいりたいと思っている。

(武村政務官)

委員の皆様方には御多忙のところ、また長時間の御審議をいただき感謝申し上げます。

国と地方の役割分担について、地方が権限と責任を持ってそれぞれの多様性を最大限に生かした地域づくりを行っていくための枠組みを構築することは、極めて重要である。また、地方財政について当ワーキングにおける大変重要な検討課題の1つと考えているので、引き続き活発な御議論をお願いする。

あわせて、インフラに関するデータプラットフォームの構築やストック効果によるPDCAの徹底について、政府全体で取り組むためにも、関係府省庁の皆様の取り組みを進めていただきたいと考えている。また、空き家だけでなく空き地についても人口減少に伴って効果的な活用が求められている。取り組みの推進をぜひともお願いしたい。

今後とも委員の皆様には御協力をこころからお願いを申し上げて、簡単ではあるが、御挨拶とさせていただきます。本日はこころより感謝申し上げます。